

佐世保市監査委員公表第25号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年7月22日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



地域未来共創部 分
農林水産部 分
環境部 分
保健福祉部 分
水道局 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 地域未来共創部

宇久行政センター住民課、宇久行政センター産業建設課

3 監査の期間 令和7年6月4日（水）～令和7年7月16日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していないものがあった。

(宇久行政センター住民課)

- ② 行政財産目的外使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。

(宇久行政センター住民課)

条例等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 宇久行政センター時間外窓口等業務委託契約において、佐世保市財務規則第 144 条第 3 号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。

(宇久行政センター住民課)

- ② 佐世保市宇久地区消防設備保守点検業務及び防火対象物定期点検業務委託契約において、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第 5 条第 2 号で「コンサル業務以外…入札書比較最低制限価格（…算出された額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額」を最低制限価格の算出方法とすると規定されているにもかかわらず、誤った金額を最低制限価格として設定していた。

(宇久行政センター住民課)

規則等を認識し、適正な事務処理を行われたい。

3. 財産管理事務

- ① 市有財産賃貸借契約において、佐世保市事務処理規程第7条第5号で「不動産の貸付けに関すること（職員駐車場に関するものを除く。）。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。

(宇久行政センター産業建設課)

専決区分の相違は、内部統制における重大な不備である。

規程を認識し、適正な事務処理を行われたい。

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 地域未来共創部

地域政策課、地域交通課、若者活躍・未来づくり課

3 監査の期間 令和7年6月10日（火）～令和7年7月16日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 移住応援助成金返還金において、佐世保市財務規則第 27 条第 1 項で「出納閉鎖期日…までに収入されなかった歳入金…は、閉鎖期日の属する年の 6 月 1 日において、閉鎖期日の属する年度に繰越調定をするものとする。」と規定されているにもかかわらず、繰越調定をしていなかった。

(若者活躍・未来づくり課)

- ② 移住応援助成金返還金において、債権管理マニュアルに基づく催告状の送付等滞納整理事務を行っていなかった。

(若者活躍・未来づくり課)

収入未済額の繰越調定について、規則を認識されたい。

繰越調定を行っていなかった債権について、長期間にわたり債権管理を行っていないことから、債権管理マニュアルに沿って適切な滞納対策を講じられたい。

2. 支出事務

- ① 他課の職員の出張命令伺において、佐世保市事務処理規程第 8 条第 1 項第 1 号で「主幹及び課長補佐職以下の職員の出張命令…に関すること。」は、課長専決事項と規定されているにもかかわらず、所属長の決裁を受けていないものがあった。

(地域交通課) (若者活躍・未来づくり課)

- ② 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第 118 条第 2 項で「概算払を受けた者は、その用件終了後 7 日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。

(若者活躍・未来づくり課)

- ③ 負担金（資金前渡）において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「…前渡金にあつては、その用件終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れていた。

(若者活躍・未来づくり課)

専決区分の相違は、内部統制における重大な不備である。

規則等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

3. 契約事務

- ① 評価イベント開催に向けた調査業務委託ほかの契約において、佐世保市文書規程第 18 条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について総務課長の審査を受けていないものがあった。

(若者活躍・未来づくり課)

規程を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

4. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第 22 条第 1 項で「…備品を…処分…したときは、契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していなかった。

(地域交通課)

- ② 高砂駐車場無料券において、受払簿を備え付けていないため、現有枚数との確認ができなかった。

(若者活躍・未来づくり課)

備品の管理については、所属に属する備品の現状把握を確実に言い、規則等に則った適正な管理と事務処理を行うよう徹底されたい。

高砂駐車場無料券は金券であることを強く認識し、「高砂駐車場無料券の運用マニュアル」に基づき、適正な管理を行われたい。